

「令和3年度レンタカー借上契約」について

令和3年3月12日
原子力損害賠償・廃炉等支援機構

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）で検討している、「令和3年度レンタカー借上契約」に係る業務について、下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

「令和3年度レンタカー借上契約」

(2) 履行期間

契約締結日～令和4年3月31日

(3) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 入札方法

一般競争入札（最低価格落札方式）とする。

入札金額は、業務仕様書で提示する利用区分毎の単価に、1か月当たりの予定利用数量を乗じて得た金額（予定総価）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかと問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

以下全ての条件を満たすものとする。

(1) 当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しない者であること。

(2) 次の各号に該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者は参加資格を有しない。

① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
 - ⑦ この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- (3) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。
- (4) 内閣府、文部科学省及び経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に機構との契約を解除されている者ではないこと。
- (6) 本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。
- (7) 中立的かつ公平的な立場で業務を実施できる者であること。
- (8) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (9) 本業務を遂行できる履行体制と業務実施計画を有していること。
- (10) 以下の条件を満たしていること。
- ① 道路運送法第80条第1項に定める自家用自動車有償貸渡業の許可を受けていること。
 - ② レンタカーを主に福島県内で利用可能であること。また、東京電力福島第一原子力発電所事故のため原子力災害対策本部が決定した避難指示区域においても利用可能であること。
 - ③ 福島県内における主要な公共交通機関の駅等（福島駅、いわき駅、郡山駅は必須とする。）の最寄りに営業所が存在すること。
 - ④ 担当者が、機構の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。

3 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館5階

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 廃炉総括グループ

「令和3年度レンタカー借上契約」担当

メール：h_dai11@ndf.go.jp

(エフ アンダーバー ディー イー アイ イチ イチ アットマーク エヌ ディー エフ ドット ジー オー ドット ジー エイ ピー)

(2) 入札説明書等の交付方法

- ① 上記(1)において令和3年3月25日(木)までの平日(10:00~17:00)に配布する。
- ② ①によるほか、令和3年3月25日(木)まで機構HP上に掲載する。

(3) 入札説明会の有無

無

4 競争執行の日時、場所等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和3年3月26日（金）14時

場所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館5階

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 会議室

※ 開札は入札終了後直ちに行う。

(2) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又は代理人が立ち会わなかつた場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

5 落札者の決定方法等

(1) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

(2) 入札の無効

競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者決定の方式

機構は、予定価格の制限の範囲内の入札があつた場合は、そのうち価格の最も低い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格を以つて入札した他の者のうち、入札価格の最も低い者を落札者とすることがある。

6 契約書の提出

(1) 落札者は、機構から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内に機構に提出しなければならない。ただし、機構が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

以 上